

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第87号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第19号中「及び子ども手当」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)